

令和 7 年 6 月 20 日

国頭村 振興策推進室

回 答 書

令和 7 年 6 月 17 日を期限としておりました「国頭村産品魅力発信・販売強化委託業務」に関する質問について、下記のとおり回答致します。

記

NO	募集要項及び仕様書の該当ページ	質問内容	回答内容
1	1 ページ	「国頭村産品魅力発信・販売強化委託業務」は、過去にも実施されたことありますでしょうか。	ありません。
2	1 ページ	国頭村は「マンゴー」「タンカン」「イノブタ」等たくさんの村産品があると思いますが、この事業での主な指定食材・村産品はありますでしょうか。	主な指定食材・村産品の指定はありません。
3	1 ページ	本業務で指す「村産品」とは加工品も含まれると思われるが、メインは 1 次産品を想定されているのか。 また、物品だけでなく体験・サービス等も含まれるのか。	一次産品、加工品も含む物品を想定しています。 体験・サービスは含みません。
4	1 ページ	都内ファーマーズマーケット等で販売する村産品は、概ね何商品程度を想定しているか。	品目の数は指定しておりません。
5	1 ページ	ファーマーズマーケット等とは、JA グループが運営する「ファーマーズマーケット」を指しているのか？または、農水産品を扱うアンテナショップもしくは道の駅や直売所を指しているのか？	ファーマーズマーケット等とは、村産品を年間通して継続的に直接消費者に販売することのできる売り場を想定しております。販売委託者は直接売り場に立ち、消費者へ村産品の魅力を伝え、また消費者からは商品に対する意見等を聞くことのできる売り場を想定しています。

6	1 ページ	村産品マッチング業務における、3 件以上の販路開拓の成果基準を教えてください。例えば、1 社に対して 3 品目の紹介をすれば良いのでしょうか？また、飲食店等への紹介ということは、業態は「外食」「中食」での村産品の活用・取引ということでしょうか？	販路として 3 件以上ということ です。 1 社に対して 3 品目取引に繋げても販路としては 1 件とします。 飲食店等としていますが、村産品を取り扱いいただける企業等であれば業種・業態は問いません。
7	1 ページ	特産品の販路開拓の数値目標について、飲食店事業者が希望する量を確保できないなど、村産品生産者又は飲食店事業者の都合により、結果として数値目標に達しない場合はどうなるのか？	村産品の生産状況等を考慮した販路を開拓する必要があります。
8	1 ページ	今回、具体的な村産品および村産品の販売戦略について記載がないが、どのような商品の販路を拡大していきたいか？など具体的な品目はありますか？	特産品開発業務について村産品の指定はありません。村産品を使用して、価値のある商品を企画開発していただきたい。
9	1 ページ	商品開発に関する定義（企業とのタイアップ商品）について教えてください。まずは「企業」とは、どのレベルの事業者となるのか？例えば、中小企業でも良いのか、大手食品メーカーや JAL グループ内の企業でも良いのか？	特産品開発業務について企業等の規模の指定はありませんが、魅力ある商品を企画開発し、販売していける力があると見込める企業等を想定しています。
10	2 ページ	「A 4 横 1 5 枚以内」とありますが、表紙は含みますでしょうか。	表紙は含みません。
11	2 ページ	①の注 2 に「副については、写しでも可とする」との記載がありますが、ウーカについては正本を 1 部、副本を 1 部提出する理解で宜しいでしょうか。指定の部数があればご教示ください。また、副本は提案者の社名が分かる内容で良いのかどうかも合わせて確認させて下さい。 ①について、アは正本 1 部、イ、キは発行 3 ヶ月以内の原本 1 部の提出でよろしいでしょうか。 提出物について、正が 1 セット、副も 1 セットで良いか。	提出書類ウーカについては各、正本を 1 部、副本を 1 部、アは正本 1 部、イ、キは発行 3 ヶ月以内の原本 1 部を提出してください。

12	2 ページ	ウ～カファイリングについて、 順番に書類をまとめ、A4クリアフ ァイルに入れてご提出でよろしい でしょうか。	問題ありません。
13	2 ページ	イ.納税証明書（国税、地方税）と は、国税事務所が発行する納税証 明書その3の3（法人の法人税と 消費税および地方消費税を証明す るもの）のみで足りるか。	税務署が発行する納税証明書そ の3の3及び市区町村で発行す る納税証明書又は完納証明書(自 治体によって名称が異なる)が必 要です。
14	5 ページ	3. 仕様書（5）業務実施上の注 意 ⑧ 進捗状況確認のための定例会など は行う予定か。また、行う場合は、 実施頻度と想定している内容は。	定例での実施は予定していません が、必要に応じて随時進捗の報 告をしていただくこととなります。